

平成 28 年 12 月 16 日  
企業会計基準委員会

**実務対応報告第 33 号**

**「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」等の公表**

**公表にあたって**

平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂 2015」に基づき実施する施策として、新たな確定給付企業年金の仕組みが平成 28 年度に導入されています。これを受けて、当委員会では、当該企業年金について、これまで公表されている会計基準等における取扱いを踏まえ、必要と考えられる会計処理等を明らかにすることを目的として審議を重ねてまいりました。

今般、平成 28 年 12 月 2 日開催の第 350 回企業会計基準委員会において、以下の実務対応報告等の公表が承認されましたので本日公表いたします。

- 実務対応報告第 33 号  
「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）
- 改正企業会計基準第 26 号  
「退職給付に関する会計基準」（以下「退職給付会計基準」という。）
- 改正企業会計基準適用指針第 1 号  
「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」

本実務対応報告につきましては、平成 28 年 6 月 2 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

## 本実務対応報告の概要

以下の概要は、本実務対応報告の内容を要約したものです。

### ■ 範囲（本実務対応報告第2項）

本実務対応報告は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に基づいて実施される企業年金のうち、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）（以下「施行規則」という。）第1条第3号に規定するリスク分担型企業年金、すなわち、給付額の算定に関して、施行規則第25条の2に規定される調整率（積立金の額、掛金額の予想額の現価、通常予測給付額の現価及び財政悪化リスク相当額に応じて定まる数値）が規約に定められる企業年金（以下「リスク分担型企業年金」という。）の会計処理及び開示に適用する。

### ■ 会計処理（本実務対応報告第3項から第10項）

#### ➤ 会計上の退職給付制度の分類

- (1) リスク分担型企業年金のうち、企業の拠出義務が、給付に充当する各期の掛金として、規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額の拠出に限定され、企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないものは、退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類する。
- (2) 上記(1)以外のリスク分担型企業年金は、退職給付会計基準第5項に定める確定給付制度に分類する。

退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金については、直近の分類に影響を及ぼす事象が新たに生じた場合、会計上の退職給付制度の分類の(1)及び(2)（上記参照）に従い、会計上の退職給付制度の分類を再判定する。

#### ➤ 会計処理

退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金については、規約に基づきあらかじめ定められた各期の掛金の金額（移行時に未払金等として計上した特別掛金相当額を除く。）を、各期において費用として処理する。

#### ➤ 退職給付制度間の移行に関する取扱い

退職給付会計基準第5項に定める確定給付制度に分類される退職給付制度から退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金に移行する場合、退職給付制度の終了に該当する。

この場合、次の会計処理を行う。

- (1) リスク分担型企業年金への移行の時点で、移行した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額に係るリスク分担型企業年金に移行した資産の額との差額を、損益として認識する。移行した部分に係る退職給付債務は、移行前の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務と、移行後の計算基礎に基づいて数理計算した退職

- 給付債務との差額として算定する。
- (2) 移行した部分に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異は、損益として認識する。移行した部分に係る金額は、移行した時点における退職給付債務の比率その他合理的な方法により算定する。
  - (3) 上記(1)及び(2)で認識される損益の算定において、リスク分担型企业年金への移行の時点で規約に定める各期の掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、当該特別掛金相当額の総額を未払金等として計上する。
  - (4) 上記(1)から(3)で認識される損益は、原則として、特別損益に純額で表示する。

■ **開示（本実務対応報告第11項及び第12項）**

退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企业年金については、次の事項を注記する。

- (1) 企業の採用するリスク分担型企业年金の概要
- (2) リスク分担型企业年金に係る退職給付費用の額
- (3) 翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及び当該リスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数

■ **適用時期（本実務対応報告第13項）**

本実務対応報告は、平成29年1月1日以後適用する。

以 上

## 【参考資料】リスク分担型企業年金の概要

平成27年6月30日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2015に基づき実施する施策として、新たな確定給付企業年金の仕組みが導入されている。

リスク分担型企業年金は、企業単位で資産を運用する確定給付企業年金の形態で、将来発生し得るリスクを労使間でどのように分担するかをあらかじめ定める制度であるため、確定給付企業年金法の下、確定給付企業年金法施行規則で定められている。

本実務対応報告が取り扱うリスク分担型企業年金とは、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に基づいて実施される企業年金のうち、給付額の算定に関して、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）第25条の2に規定される調整率（積立金の額、掛金額の予想額の現価、通常予測給付額の現価及び財政悪化リスク相当額（通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額。以下同じ。））に応じて定まる数値）が規約に定められる企業年金である。

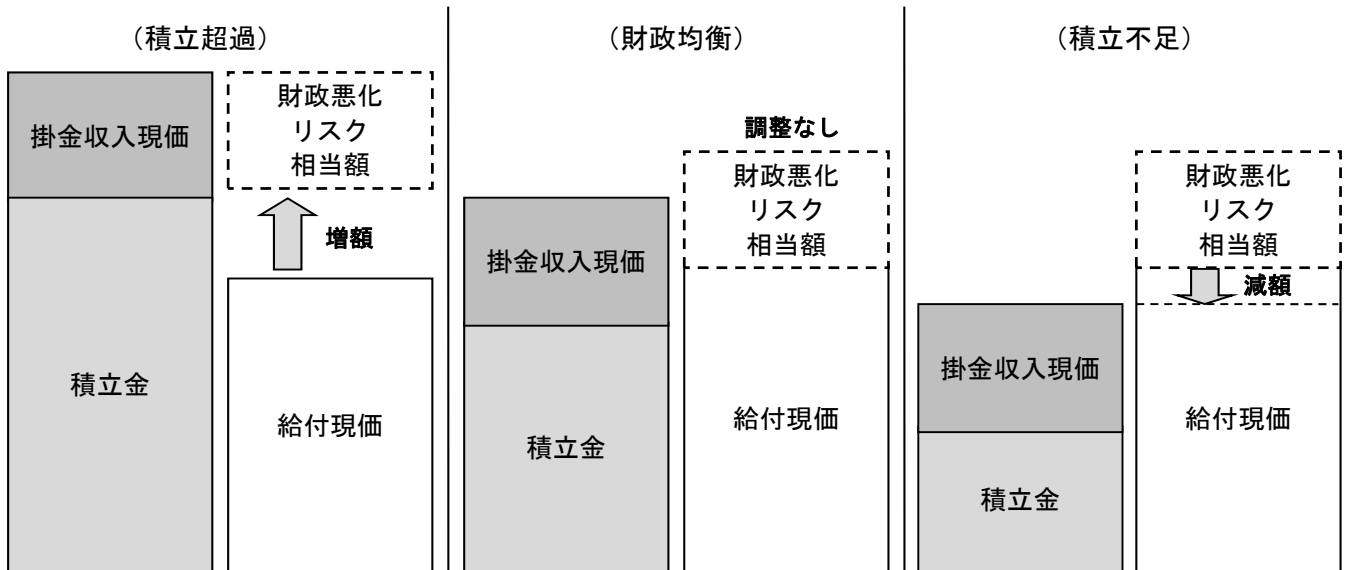
本実務対応報告が取り扱うリスク分担型企業年金の主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 標準掛金額（給付に要する費用に充てるため、事業主が将来にわたって平準的に拠出する掛金）は、その算定基礎となる率（予定利率、予定死亡率、予定脱退率等）に基づき計算される掛金の額である。特別掛金額は、年金財政計算における過去勤務債務の額に基づき計算される掛金の額である。リスク対応掛金額は、財政悪化リスク相当額に対応するために拠出する掛金の額である。
- (2) 財政悪化リスク相当額は、事業主が拠出するリスク対応掛金額及び毎事業年度における財政状況に応じた加入者等への給付の調整額によって分担され、各々の範囲は労使合意によりあらかじめ定められる。
- (3) 各期のリスク対応掛金額は、あらかじめ定めた期間で均等に拠出する方法、一定の幅の範囲内で拠出する方法又は未拠出額に一定の割合を乗じた金額を拠出する方法のうち、いずれかの方法で計算される。なお、いずれの方法においても、リスク対応掛金額の各期における拠出額又は拠出額の算定に用いる一定の割合があらかじめ規約に定められる。
- (4) リスク分担型企業年金における各期の掛金額として、リスク分担型企業年金を導入するときの財政計算において、標準掛金額に相当する額、特別掛金額に相当する額及びリスク対応掛金額に相当する額を合算した額が規約に定められる。
- (5) 財政計算時（少なくとも5年ごとに行われる。）に財政悪化リスク相当額、給付現価及び掛金収入現価は再計算されるが、新たな労使合意に基づく規約の改訂がない限りは、当初に規約に定められた掛金は見直されない。
- (6) リスク分担型企業年金における受給者への給付額は、既存の確定給付企業年金と同様に加入者期間又は当該加入者期間における給与の額等に基づいて算定された金額に、財政状況に応じた調整率を乗じて算出される。例えば、積立金と掛金収入現価の合計が給付現価を下回る場合は、一を下回る調整率を乗じることで給付額が減額

調整される。当該調整率は、財政計算時及び毎事業年度の財政決算時に見直しが行われる。

リスク分担型企业年金は、毎事業年度における財政状況に応じて定まる調整率による調整を通じて、自動的に給付額が増減して財政の均衡が図られるように制度設計されている。

【図表】調整率を乗じた給付額の調整イメージ<sup>1</sup>



以上

<sup>1</sup> 当該イメージは、厚生労働省 第17回社会保障審議会企業年金部会（平成28年4月28日開催）の資料を一部加工したものである。